

マネージメント・レター No.289**贈与税の配偶者控除の特例**

財産を贈与すれば、贈与税が課税されるわけですが、贈与について、民法では「贈与は当事者間の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずる。」と規定しています。従って一方的な意思表示のみによって成立するものではなく、当事者間の契約があつて初めて有効になるものです。

贈与税は暦年単位課税方式を採用し、1月1日から12月31日までを一つの計算期間とし、この期間に贈与された財産の合計額を基に税額計算されます。

また、税額の計算も受贈者単位課税方式を採用しているため、贈与者が異なるごとに計算するのではなく、財産を受けた受贈者ごとに受けた財産（相続時精算課税に係るものを除く）を合計して贈与税を計算することとしています。

配偶者間の贈与について以下の要件を満たす場合には、次の算式で贈与税を計算することになります。

<計算の流れ>

$(\text{贈与財産} - \text{非課税財産} - \text{配偶者控除額 (最高 2,000 万)}) - \text{基礎控除額 110 万円}) \times \text{税率}$

<贈与税の配偶者控除の適用要件>

- ①その年においてその者と婚姻期間が20年以上である配偶者からの贈与であること。
- ②居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること。(取得には家屋の増築や借地権の設定されている土地の取得も含まれます)
- ③贈与の年の翌年3月15日までに居住の用に供し、かつその後引き続き、居住の用に供する見込みであること。

これらの要件を満たす場合に限り、この規定は適用が認められており、この規定は同一の配偶者からは一生に1回だけしか受けることしかできないこととなっています。

※婚姻期間

贈与者が婚姻期間20年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、財産の贈与の時の現況によります。(ここでいう婚姻期間は正式に入籍してからの期間を言いますので事実上婚姻状態であっても籍をいれていなかった期間は含まれませんのでご注意ください。)

※申告要件

この規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、贈与税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り適用されます。

最後に配偶者控除の特例を受けると確かに贈与税がかかりませんが、不動産の贈与を受けますので登記のための「登録免許税」と登記から数ヶ月後に通知のある「不動産取得税」の負担があります。これらの金額は土地の固定資産税評価額に対して一定の率を乗じて計算され合計で数十万になりますので贈与に伴う費用面も十分に考慮してから決定しましょう。

贈与の際の税金には思わぬ失敗があり得ますので、検討される際は当事務所にご相談ください。

【相続研修チーム】